

平成 20 年 4 月

平成 20 年度 建設工事等における入札契約制度の改正等について(お知らせ)

本市は、これまで入札の公平性と競争性を確保するため、さまざまな入札契約制度の改正を行ってまいりましたが、本年度は、工事品質の確保及びより適正な競争環境の整備を図るため、次のとおり制度を改正いたします。

1 最低制限価格の見直しについて

国の三位一体の改革等の影響により、全国的に公共工事が減少し、本市においても低価格での落札案件が増加する傾向となっております。

このような状況を踏まえ、過度な低価格入札を抑制し、工事品質の確保や安全対策の徹底及び企業経営の健全化を図るため、最低制限価格を平均で約 5.7%程度引き上げて入札を執行いたします。

2 総合評価方式の試行導入について

工事品質の確保と事業者の技術力の向上を図るため、「価格」に加えて施工実績や地域貢献度などを評価する「総合評価方式」を試行的に 10 件程度実施する考えです。

3 郵便入札の適用範囲の拡大について

平成 19 年度において郵便入札を試行的に 6 件実施した結果、より適正な競争環境の整備とコスト削減を図るうえでその有効性が確認できましたので、郵便入札の適用範囲を拡大し実施する考えです。

事務担当：郡山市財務部契約課 工事契約係 電話 024-924-2601